

# みまもい通信 その172



電話注文時に、別商品も勧められ  
契約した。やめられるか？

チラシの商品を  
注文します

今なら『サプリ』も  
購入いただくと  
さらに  
お得  
です！

じゃ…  
サプリも  
お願い



テレビやチラシなどの**広告を見て電話注文**をしたときに、別の商品も勧められることがあります。

特定商取引法が改正され、令和5年6月1日よりこのように電話で追加の勧誘をされた別商品はクーリング・オフが可能になりました。なお元々の広告を見て注文した商品は通信販売に該当しクーリング・オフの対象外です。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ